

(患者調査)

審 査 メ モ

1 患者調査の変更

患者調査（以下「本調査」という。）について、令和2年に実施する調査（以下「今回調査」という。）から、調査計画のうち、「報告を求める事項」（以下「調査事項」という。）、「報告者の選定方法」、「報告を求める期間」、「集計事項」、「調査結果の公表の方法及び期日」を、以下のとおり変更して実施する計画である。

(1) 調査事項の変更

①「紹介の状況」【病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票及び一般診療所票】、②「入院前の場所」及び「退院後の行き先」【病院退院票及び一般診療所退院票】を把握する調査事項において、「介護医療院」の選択肢を追加する。

現行

(8) 紹介の状況	1 病院から	2 一般診療所から	3 歯科診療所から
	4 介護老人保健施設から	5 介護老人福祉施設から	6 その他から
	7 紹介なし		

変更案

(8) 紹介の状況	1 病院から	2 一般診療所から	3 歯科診療所から
	4 介護医療院から	5 介護老人保健施設から	6 介護老人福祉施設から
	7 その他から	8 紹介なし	

現行

(10) 入院前の場所	家庭 〔 1 当院に通院 2 他の病院・診療所に通院 3 在宅医療(訪問診療・訪問看護等) 4 その他 〕
	他の病院・診療所に入院 〔 5 地域医療支援病院・特定機能病院 6 その他の病院 7 診療所 〕
	8 介護老人保健施設に入所 9 介護老人福祉施設に入所 10 社会福祉施設に入所 11 その他(新生児・不明等)
↓ (「5」～「10」の場合は、その所在地について記入してください。)	
1 当院と同じ市区町村内	
2 当院とは別の市区町村→	都道府県 市 区 町 村

変更案

(10) 入院前の場所	家庭 〔 1 当院に通院 2 他の病院・診療所に通院 3 在宅医療(訪問診療・訪問看護等) 4 その他 〕
	他の病院・診療所に入院 〔 5 地域医療支援病院・特定機能病院 6 その他の病院 7 診療所 〕
	8 介護医療院に入所 9 介護老人保健施設に入所 10 介護老人福祉施設に入所 11 社会福祉施設に入所 12 その他(新生児・不明等)
↓ (「5」～「11」の場合は、その所在地について記入してください。)	
1 当院と同じ市区町村内	
2 当院とは別の市区町村→	都道府県 市 区 町 村

(審査状況)

本調査では、外来・入退院患者について、他の医療機関や介護保険施設等との連携状況等の実態を明らかにするため、かねてより、病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票及び一般診療所票では、入院又は外来の際にどこから紹介されたのかを把握する「紹介の状況」を、また、病院退院票及び一般診療所票では、入院前及び退院後の居場所・受療状況を把握する「入院前の場所」及び「退院後の行き先」を調査している。

今般、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）第 1 条の規定に基づく、改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 29 項の規定により、新たな介護保険施設として、平成 30 年 4 月 1 日から「介護医療院」が創設されたことを踏まえ、本件申請では、「紹介の状況」、「入院前の場所」及び「退院後の行き先」を把握する調査事項において、「介護医療院」の選択肢を追加する計画である。

これらについては、制度改正による変更であることから、おおむね適切と考えられるが、医療を取り巻く状況の変化等を踏まえ、選択肢の設定が適切か等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項の結果は、どのようになっているか（過去 3 回分の調査結果）。
- 2 本調査事項から得られる結果については、具体的にどのように利活用されているのか。
- 3 医療を取り巻く状況の変化等も踏まえ、適切な選択肢の設定となっているか。

(2) 報告者の選定方法の変更

特定機能病院について、従前の「500～599床」「600床以上」に「400～499床」を加えた3区分に層化して報告者を選定するよう変更する。

(審査状況)

特定機能病院は、高度な医療の提供、高度な医療技術の開発及び高度な医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として、第二次医療法改正により平成5年から制度化され、平成31年4月1日現在で86病院が承認されている。

特定機能病院の承認に当たっては、その要件の1つとして、400床以上の病床を有することが必要とされているが、これまで特定機能病院として承認を受けた病院は全て500床以上だったことから、従前は「500～599床」「600床以上」の2区分のみについて階層設定していたが、平成29年3月に新たに500床未満の病院が承認されたことを踏まえ、本件申請では、上記の2区分(500床以上は全数)に「400～499床」を加えた3区分に層化して報告者を選定するよう変更する計画である。

これについては、特定機能病院の承認状況を踏まえて変更するものであるため、おおむね適切と考えられるが、統計利用者の利便性等に資する観点から、抽出方法が適切なものとなっているか確認する必要がある。

(論点)

- 1 抽出階層となる「400～499床」の特定機能病院は、現時点で何施設あり、何施設が調査対象となる予定か。
- 2 現行の調査計画では、病院、一般診療所及び歯科診療所の抽出率と層化区分に関する記載のみとなっているが、具体的な標本設計の考え方も明記すべきではないか。

また、標本設計の考え方については、統計利用者にとっても重要な情報となるものであるが、現時点において厚生労働省ホームページ等には未掲載となっていることから、統計作成過程の明確化を図る観点から、可及的速やかに、かつ、適切に情報提供を行うべきではないか。

(3) 報告を求める期間の変更

これまで調査計画上において明確にされていなかった報告者から保健所への調査票の提出期限を「11月末日まで」の間で設定することを規定する。

現 行	変更案
① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。	① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限(令和2年11月末日まで)までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。

(審査状況)

これまで調査計画上、報告者から保健所への調査票の提出期限については、「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに」として具体的な調査票の提出期限が明示されておらず、都道府県知事等が、地域の実情を踏まえて、それぞれの判断で調査票の提出期限を設定しており、前回調査での各都道府県等における調査票の提出期限は、10月下旬から12月下旬の間で区々となっている。

調査票の提出期限は、調査結果の公表期日の起算点^(注)となるものであり、調査計画上で調査票の提出期限の明確化等を図る必要があることから、本件申請では、従前の各都道府県等における設定状況も考慮しつつ、地域の実情を踏まえ、「11月末日まで」の間で調査票の提出期限を設定することを調査計画上に規定する計画である。

これについては、これまで不明瞭となっていた報告者からの調査票の提出期限の明確化を図るものであることから、おおむね適切と考えられるが、報告者における十分な記入期間の確保等の観点からみて、報告者からの調査票の提出期限が十分かつ適切な設定となっているか等について確認する必要がある。

(注) 基幹統計については、統計法(平成19年法律第53号)第8条第1項の規定により、作成次第、速やかに公表することが求められており、この「速やかに」の具体的な公表時期については、「申請負担軽減対策」(平成9年2月10日閣議決定)において「年次・周期調査は1年以内に公表する」とされていることが基本的な目安となっている。

(論点)

- 1 報告者から保健所への調査票の提出期限について、調査開始から11月末日までで、都道府県が裁量により提出期限を決定するという形式は、報告者にとって負担となる可能性はないか。厚生労働省への提出期限と同様、統一的な期限を設定しない理由は何か。

前回調査において、各都道府県等が設定した調査票の提出期限については、報告者負担の観点からみて、どのように評価しているか（十分かつ適切な期限設定になっているか、見直し・改善の余地等はないか）。前回調査において、提出期限後に報告者から提出された調査票は、どの程度あるか。また、前回調査において、報告者から調査票の提出期限に関する意見・要望等はみられたか。

引き続き、都道府県等の判断で提出期限を設定することとした場合、都道府県等によって報告者の回答期間に大きな差異が生じる可能性も想定されるが（例えば、A県の回答期間は1週間であるのに対し、B県では1か月であるなど）、極端に早い時期に提出期限が設定されるケースが発生した場合等、報告者負担に配慮し、無理のない十分かつ適切な回答期間を確保するため、どのような措置・対応を講ずる予定か。

前回調査における報告者からの提出状況や都道府県等における提出期限の設定状況等からみて、「11月末日まで」の期間で提出期限を設定することについては、十分かつ適切なものとなっているか。特に、前回調査で提出期限を12月に設定していた都道府県等については、その設定理由は何か、「11月末日まで」と変更することによる支障等はあるか。

- 2 前回調査における各都道府県から厚生労働省への調査票の提出時期は、それぞれどのようになっているか。また、前回調査において、各都道府県等から、厚生労働省への調査票の提出期限についての意見・要望等はみられたか。

報告者からの調査票提出期限の設定や前回調査における各都道府県からの提出状況等を踏まえ、都道府県の事務負担軽減の観点からみて、厚生労働省への提出期限の設定については、十分かつ適切なものとなっているか。

- 3 調査票の提出期限以外に、報告者負担及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、更なる見直し・改善を図る余地はないか。